〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人が控訴人に対して昭和四九年八月二一日付でした自動車運転免許停止処分は無効であることを確認する。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする」との判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決 を求めた。

当事者双方の事実上の主張は次のとおり付加、訂正するほか、原判決事実摘示のと おりであるからこれを引用する。

原判決二枚目裏七行目の「歩行者」とあるのを「前方道路左端を同一方向に歩行中 の」と訂正し、同行目の「注意しつつ」の次に「同人と約一・一メートルの間隔を 保つて」と付加し、同三枚目表二行目の「により」とあるのを「と側溝に蓋をして いなかつた兵庫県の過失とが複合して」と訂正し、同四枚目表一〇行目の「同一で ある。」の次に「自動車運転免許の取消処分の取消しの訴が控訴人の敗訴となり確 定しても、再審によつて右運転免許の取消処分を覆えす手段がないとは断言できな いのであり、また、控訴人は本件停止処分によつて社会上、人格上の利益を傷けら れただけでなく、控訴人の事業が躓き、業績不振となり、そのため従業員を解雇するに至る等、経済上の影響は計り知れないものがあるから、控訴人には本件停止処 分の無効確認を求める法律上の利益があるというべきである。」と付加する。 証拠の関係は、控訴人において、甲第一ないし第四号証、第五号証の一ないし四を提出し、同第五号証の一は司法巡査Aが、昭和四九年六月二七日被疑者進行方向か らの見通し状況を、同号証の二は、右Aが右同日被疑者車輌の運転台からサイドミラーの影写状況を、同号証の三は右Aが右同日被疑者車輌の接触部位の状況を、同 号証の四は、右Aが右同日被害者転倒位置及び被疑者車輛のスリツプの状況を各撮 影した写真であると付陳し、乙号各証の成立を認めると述べ、被控訴代理人は乙第 一ないし第三号証を提出し、甲第二号証の原本の存在並びに成立及び同第五号証の 一ないし四が控訴人主張のとおりの写真であることは認めるが、同第一号証、第 三、第四号証の各原本の存在並びに成立は不知と述べた。

〇 理由

当裁判所も控訴人の本件訴えは却下すべきものと判断する。その理由は次のとおり付加訂正するほか原判決理由に説示のとおりであるからこれを引用する。

よつて、本件訴えを却下した原判決は相当であつて本件控訴は理由がないからこれ を棄却し、控訴費用の負担について民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとお り判決する。

(裁判官 今村三郎 菅 浩行 福家 寛)